

介護保険、指標作り給付抑え 厚生労働省、市町村に調整促す

厚生労働省は4月22日、社会保障審議会介護保険部会で、介護保険給付の伸びを抑える指標づくりの議論を始めた。地域によって要支援・要介護と認定される人の割合（認定率）などに差があることに着目し、保険者（市町村）に調整機能を発揮するように促す。年内に具体策を固め、2017年の通常国会に介護保険法改正案を提出する。

厚労省は同日の会合に、2014年度の都道府県別の①被保険者1人当たりの介護費、②要介護認定率をグラフで示した。いずれも年齢調整後のものだ。

介護費が最も高い大阪（31万9,000円）と最小の栃木（24万5,000円）で、7万円ほど差がある。認定率の最多は大阪（22.4%）、最少は山梨（14.2%）。

市町村は一定の範囲内で介護サービスの量をコン

トロールできる。ケアマネジャーが作るケアプランが妥当かチェックしたり、住民に健康づくりを促したりもできる。

厚労省は、こうした権限を使うことで給付の伸びを抑えるようこれまでも呼び掛けてきた。今後はそれをテコ入れするため、認定率などを指標化し、それを基に市町村や都道府県の取り組みを促す。

サービス量について市町村のもつ調整機能を強化すること、ケアマネジメントのあり方も関連した検討事項となる。サービス利用者にとっては、今まで以上にサービスにたどり着くまでの手間がかかることになりそうだ。

（福祉新聞・第2761号 2016年5月2日）